

地域密着型サービスについて (取手市の方針)

取手市高齢福祉課介護保険係

I 地域密着型サービスとは

- 「地域密着型サービス」は、認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために創設されたサービスです。
- 市町村が事業者の指定及び指導・監督を行います。

【対象サービス】

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供するサービス
- ・①一体型事業②連携型事業の2つの類型。

② 夜間対応型訪問介護

- ・①夜間に定期巡回の訪問介護、②随時の訪問介護、③利用者の通報に応じるオペレーションサービスを組み合わせて提供

③ 地域密着型通所介護（平成28年4月より）

- ・小規模(定員18人以下)の通所介護サービス。

④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

- ・認知症高齢者を対象とした通所介護サービス。
- ・①単独型、②併設型、③共用型（認知症高齢者グループホーム等の共用スペースを活用して少人数（1ユニット3名以下）の受け入れ）の3類型。

⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供
- ・一定の要件を満たしている事業所における、短期利用居宅介護。

⑥ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・認知症高齢者を対象としたグループホーム。
- ・一定の要件を満たしている事業所における、短期利用認知症対応型共同生活介護。

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

- ・小規模(定員29人以下)の介護専用型特定施設

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・小規模(定員29人以下)の特別養護老人ホーム

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

- ・小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を併せ持つサービス。
- ・一定の条件を満たしている事業所における、短期利用居宅介護。

<参考> 指定更新制の導入

6年ごとの更新制。

⇒更新を受けなければ、指定の効力を失う。

II 地域密着型サービスの仕組みと本市の方針

1 原則として、取手市の住民の利用のみが保険給付の対象

○地域密着型サービスについては、本市（保険者）が事業所指定を行い、原則として本市の住民（被保険者）のみが保険給付の対象となる。

※平成27年度より、介護保険法の改正により住所地特例適用者については、施設所在地の市町村が指定した地域密着型サービスを利用することができる。（（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を除く）

2 サービスの種類と本市での事業者の指定方法

サービスの種類	指定方法
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—
夜間対応型訪問介護	—
地域密着型通所介護	事前協議
（介護予防）認知症対応型通所介護	公募と事前協議
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	公募と事前協議
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	公募
地域密着型特定施設入居者生活介護	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	—

○地域密着型サービスについては、事業所指定とともに、指導及び監督も本市が行うこととなるため、本市が主体となって地域密着型サービスの適切な運営を確保する。

3 報酬及び基準の設定

○地域密着型サービスは、他の介護サービスと同様に厚生労働大臣が報酬及び基準を定めている。介護サービス事業の指定等に関する基準等については、これまで全国一律に定められていたが、本市の条例で定めることとなった。なお、本市が条例で定める各基準は、国が示した基準を基本としています。

III 本市独自の取組

1 公正・中立な仕組み（「高齢者福祉・介護保険事業運営委員会」の設置）

○取手市高齢者福祉計画の策定・推進にあたり、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、市民等で構成する「取手市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会」（以下、委員会という）を開催し、構成員相互の意見や情報の交換を通して幅広く意見を聞き、高齢者の支援と介護の質の向上を図る。

○地域密着型サービス事業所の指定については、委員会にて事後報告する。

2 サービスの質の確保

○事業所の指定及び指導監督については、「サービスの質の確保」を重視する。